

---

[優秀賞]

## 有罪証拠の中に潜んでいた無罪証拠

小澤 進 長野県弁護士会・57期

はじめに

今回、合意の存否および常習性を争っていた強制

わいせつ、条例（いわゆる迷惑防止条例）違反被告事件について、強制わいせつにつき無罪判決を得たので報告する。

本件は、焼き芋を販売していた被告人（ペルー人男性）が女性客に強いてわいせつな行為をしたとして起訴され、被告人は性的行為をしたことは認めるものの合意の上でしたことであるとして争っていたところ、長野地裁松本支部（峯俊之裁判官）は性的行為自体の存在は認めつつも、強いてそのような行為をしたとは認められないとして無罪判決を下したものである。強制わいせつ被告事件の公判開始後、常習として、他人を著しくしゅう恥させ、かつ、不安を覚えさせるような仕方、女性客3名の身体に触ったという長野県の条例（いわゆる迷惑防止条例）違反でも追起訴されたが、裁判所はこの点についても常習性を否定する判断を示した。

私がこの事件を受任したのは、弁護士として稼働し始めてから3カ月程度のころのことである。裁判所書記官より、被告人が外国人で証人尋問を間近に控えている否認事件があるが、国選弁護人にならないかという話があり、承諾した。

## 公訴事実の要旨

裁判所が無罪とした公訴事実の要旨は、以下のとおりである。

「被告人は、平成16年12月24日午後7時ころ、長野県松本市（地番省略）の路上において、被害者（当時39年、以下「Y」という）に対し、強いてわいせつな行為をしようとして企て、その背後から同女に抱きつき、その手首を掴むなどの暴行を加え、同女の着衣を捲り上げてその乳房を直に揉み、同女のパンティー内に手を差し入れて、その陰部を触るなどし、もって強いてわいせつな行為をしたものである」。

## 「被害者」供述の疑問点

開示証拠を検討すると、被告人は捜査段階から一貫して否認しており、供述それ自体には矛盾・変遷はなかった。しかしながらその内容は、初対面の日本人女性客と路上で合意のもとにわいせつ行為をしたというものであり、容易には通りそうにないものであった。

他方、Yの供述の骨子は、焼き芋を販売していた被告人から焼き芋を買ったところ、突然襲いかから

れ、焼き芋販売用の軽トラックと塀との間に連れて行かれて、起訴状記載のとおりわいせつ行為をされた、もちろんそのような行為を承諾などしていない、というものであった。なお、Yは性的行為があったその日のうちに警察に通報し、即日被告人は緊急逮捕された。

ところが、本件では、そのYの供述に多数の疑問点があった。

そのひとつが被告人の最初の犯行動作である。Yは、事件当日に告訴状を提出し、さらに事件当日（2004〔平成16〕年12月24日）、事件から6日後（同年12月30日）に警察官の、事件当日から2週間後に検察官の各取調べを受けて、いずれも供述調書を録取されている。事件当日の員面調書を読むと、被告人の最初の犯行動作は「右手を掴んできた」ということであつたが、告訴状を読むとそうではない。「焼き芋を購入する際、芋を売っていた外国人の男に突然車の後ろに引っ張られ、後ろから抱きつかれ」というのである。つまり、Yは、被告人の最初の犯行動作について、事件当日から、「右手を掴む」と「引っ張られ、抱きつかれる」というまったく異なった動作を供述していたわけである。しかも、その6日後に録取された員面調書になると、Yは一転して「左手首を掴まれた」と供述しているのである。

第2は、被告人の犯行動作の順序である。骨子を抽出すると、事件当日の員面調書では、「①被告人がいきなりYの右手を掴んできた→②Yは、被告人に後ろに回られ抱きつかれた→被告人はそのままYを塀と軽トラックの間に引っ張っていった」となるのに対し、告訴状では「①被告人に突然車の後ろに引っ張られ→②後ろから抱きつかれた」ということになる。しかも、後で述べるように公判供述はさらに変遷する。

第3に、塀と軽トラックの間に連れ込まれるまでの動作である。事件当日の員面調書によると、Yは「（男がいきなりYの手首を掴んできた後）次に男は、私の後ろに回り、私に後ろから抱きついたので。男は、私に抱きついたまま私を軽トラックと塀の間に引っ張っていったのです」と供述していた。告訴状にも「芋を売っていた外国人の男に突然車の後ろに引っ張られた」と記載されている。ところが、Yの6日後の供述は、「（男にいきなり左手首を掴まれた後）そして、

左手首を掴んだまま私の後ろに回って、覆い被さるように私の顔の辺りに右手を回し抱きつき、身体を私に密着させて、胸で私の背中を押しながら強引に進ませ、軽トラックの後ろの方つまり南の方からトラックと塀の間の誰からも見られないような隙間に連れて行きました」というものであり、素直に読めば被告人とYの進行方向がまったく逆になっているとしか読めない。

Yの供述には、ほかにも多数の変遷点があり、これをいちいち指摘しては与えられた紙幅では足りないくらいである。

第4に、Yの供述にはそれ自体、不自然・不合理な点があった。①Yは、反抗抑圧に至るまでの暴行・脅迫を受けていないにもかかわらず、悲鳴を上げていないこと、②わいせつ行為の最中に第三者が被告人らのそばを通りかかったことについては被告人とYの供述は一致しているが、Yはこの通行人に対して助けを求めていること(別に着衣が乱れていたというわけでもない)、③Yは犯行終了後、被告人から販売された焼き芋を持って帰り食べてしまったこと、である。

Y供述のおかしな点は論理的に指摘すれば際限がないが、私がYの調書を通読して一番気になったのは、その体験供述性の乏しきであった。Yの恐怖感といった諸々の感情がほとんど伝わって来ず、臨場感がまるでないのである。並行して受任していたまったく別の性犯罪(監禁・強姦未遂被告事件)は、有罪・無罪に関しては何の争いもない自白事件であったが、被害者の恐怖感や悲しみといった感情は、調書を読んでいる者にも切々と伝わってきて怖くなるくらいであった。それと比較するとA女の供述は、臨場感が非常に乏しく、どうしても現実にあった出来事のように思えなかった。

## 方針の決定

以上の検討を踏まえ、Yの調書は、当面すべて不同意とした(ただし、A女の証人尋問後、部分的に同意した)。これに続いて、反対尋問の概略的方针を決定したが、それは、①Yの供述の根幹部分が、ことがらの性質上、実体験に基づくものであるならば到底ありえない矛盾・変遷があることを浮き彫りにす

るとともに、②Yの行動が、性犯罪の被害者の心理からして到底ありえないものであり、不自然・不合理なものであることを明確にするというものであった。

さらに、Yの従前供述が相互に矛盾している部分(被告人の最初の犯行動作、犯行動作の順序、軽トラックと塀との間に連行されたときの両者の動き)については、Yがどう答えたとしても自己矛盾によって弾劾することが可能であるから、その内容についてとくに詳細に尋問することにした。

## 「被害者」尋問

2005(平成17)年2月14日に第1回公判期日が開かれ、被告人はわいせつ行為をしたことは認めたが、合意の上であるとして公訴事実を否認し、私も同旨の意見を述べた。なお、本件では裁判官の交替はなく、同一裁判官の下ですべての審理が行われた。

第4回公判期日において、Yの証人尋問が行われた。結論から言うと、Yは主尋問から転んでしまったのである。

Yは、被告人が焼き芋の代金を受け取った後、あなたに何をしてきたのか、という検察官の質問に対して、「服の上から胸を触ってきました」と返答した。しかし、A女は捜査段階ではこんなことは一切言っていなかった。Yは引き続き、手首を被告人に掴まれ、後ろから抱きつかれて、塀と軽トラックの間に連れて行かれたと供述した。この時点で、犯行動作の順序は捜査段階のどの供述とも異なる内容になってしまった。

反対尋問になった。Yは、統合失調症に罹患していることを認め、それによって家事に支障があることは認めたが、物を置き忘れて見つかるまで時間がかかったことも鍋を焦がしたことも一度もないと供述した。誇大供述をする傾向があるということになるのか。さらに、Yは本件に関する記憶は鮮明なままでであると述べたが、「被告人から最初にされたことは手首を掴まれたことですか」と聞かれると、「最初は抱きつかれました」、「抱きつかれたのと手首を掴まれたのはほぼ同時くらいです」、「(掴まれた手首は)左です」と供述し、これが、被告人が最初にしてきた犯行動作であるということになった。これで被告人の犯行動作の順序は、主尋問に対する公判供述とも異なるものになっ

た。さらにYは、事件当日警察官の取調べに対して、右手を掴まれたと供述したことを認め、「焼き芋を購入する際、芋を売っていた外国人の男に突然車の後ろのほうに引っ張られ、後ろから抱きつかれたと告訴状に書いてあるが、この書き方だといったん車の後ろのほうに引っ張られてから、男に抱きつかれたと読めるがどうか」との問いに対して、「そのように解釈されてもしょうがないと思います」と答え、自己矛盾供述の存在を認めた。

塀と軽トラックの間に連行される場面に尋問の焦点を移した。被告人とYの動き、とくに被告人から押されたか引っ張られたかについて尋ねた。Yは、「引っ張るといことはなかったのではないかと思いますけど、押されたというのも違うような気がします」、(その記憶は曖昧ということかという問いに対し)「曖昧というか、どっちとも表現がつかないんですけど」、(引っ張ったら反対方向に行ってしまうのではないかという趣旨の問いに対し)「手首を掴まれたまま、そのまま歩かされて、引っ張られたといえば引っ張られたんですけど、押される感じで引っ張られたので、両方なので、どちらとも言い切ることはできないんですけど」と供述した。Yが何を言いたいのか、聞けば聞くほどわからなくなる。こちらのほうが混乱してくるくらいであった。

塀と軽トラックの間に連行された後の出来事に焦点を移した。Yは、塀と軽トラックの間に連行された後、被告人に抱きつかれたと言い出した。そんなことは主尋問でも言っていなかったのではないかと突っ込むと、検察官から異議が出た。主尋問では抱きつかれたかどうかは聞いていない、引き込まれた時点ではわいせつ行為を中心に聞いている、というのである。このまま放置しておく、と論告になってからこの論法で逃げられる。私は、直ちに検察官の証人テストの内容に焦点を移し、その時点では公判で述べたようなことは言っていなかったことを明確にして、検察官の「退路」を遮断した。

さらにYは、被告人の行為に怒りを覚えつつも悲鳴を上げたり、怒鳴りつけることはしなかったことを認め(しかし、初公判を傍聴していて、怒りのあまり被告人を怒鳴りつけたことは認めた)、被告人から特段の暴行・脅迫を受けなかったことを認め、通行人に助けを求めなかったことも認め、被告人に対し嫌

悪感を覚えた旨供述する一方で、その被告人から販売された焼き芋を全部食べてしまったことも認めた。

## 無罪証拠の発見

その後、追起訴に手間どったものの、公判審理は順調に進捗し、被告人質問の段階に入った。私が、準備のためにあらためて被告人の捜査段階の調書を精読したところ、重大な発見があった。被告人の供述によると、客のYを楽しませようと考えた被告人は同女にいろいろと話しかけ、①Yが結婚していること、②子どもはいないこと、③Yの生年を聞き出し、性的行為をした後、④夫が家にいること、⑤Yの名前を教えてもらったことになっている。そこで受任直後に取得してあったYの戸籍謄本をあらためて読み返してみると、①ないし③は戸籍謄本の記載と一致している。④⑤は他の証拠上明確に認められる事実である。要するに、被告人の言っていることは客観的事実と合致している。

これはどういうことか。もちろん、被告人が供述するような会話が本当にあったから、ということ以外には答えはない。被告人とYはまったくの初対面であり、被告人は性的行為をした当日から逮捕・勾留されているし、その期間中に被告人がYの個人情報を知るような機会があったという証拠は皆無だからである。となると、被告人の供述は真実であると考えざるを得ないが、そうだとすれば被告人が強いてわいせつな行為をしたかについても疑問が生じてくる。Yの戸籍謄本を弁号証として提出した。

なお、被告人質問に際しては、前もって質問をスペイン語に訳して差し入れ、かつ、被告人と接見して一問一答の形で予行演習をした結果、円滑に終えることができた。

## 保釈請求

起訴後被告人質問終了までの間、被告人の身体はずっと拘束されていた。過去3回の保釈請求はすべて却下された。例によって刑訴法89条4号に該当し、裁量保釈も不相当であるというのである。3回目の却下決定に対しては、特別抗告までしたが覆ることはなかった。

私は、Yの証人尋問終了後に解決金50万円でご女と示談したが、この示談書を書証として提出した後、4回目の保釈請求をした。この時は、担当裁判官と面談して若干の報告書を追加提出したところ、2005(平成17)年10月13日になって保釈が許可された。ところが、これに対しても検察官から即日抗告が申し立てられ、東京高裁第1刑事部に係属した。私も翌日、意見書を同部に送付して反論し、10月17日に抗告が棄却されて、保釈許可決定が確定した。保釈保証金は250万円ということであったが、これについては立替業者より保釈保証金の立替えを受けて納付した。被告人は、10月19日に保釈されている(身元引受人は日本人の妻)。

## 弁論

弁論要旨起案に際して、私はYの供述の矛盾・変遷点を、根幹に関するものと、周辺事実に関するものとに分類し、いずれについても当方の提示するストーリー(「被告人とYは合意の上で性的行為をした、Yの公判供述は空想の産物である、Yは嘘をついている」)を根拠づけるものであるという形で論旨を展開した。その際、同意した調書で公判供述と矛盾する部分は、逐語的に引用した。Yの供述の不自然・不合理な点を指摘したことはいうまでもない。他方、被告人の供述はその重要な部分が客観的証拠によって裏づけられており、矛盾も変遷もなく、Yの供述の矛盾点等をも無理なく説明できるものであって、信用性が高い旨力説した。別件の条例違反については、谷村允裕判事の論文「常習犯罪における常習性」(小林充ほか編『刑事事実認定(下)』[判例タイムズ社、1992年]所収)を参照して、被告人には常習性がない旨詳論した。

## 求刑、弁論再開、証人尋問

検察官の求刑は示談成立を前提としつつも、懲役4年という非常に重いものであった。結審後、別件の条例違反の被害者らに被害弁償をし、年明けに弁論再開を請求した。すると、検察官がこれに相乗りしてきて、被害者を診察した医師と被害者の夫の証人尋問を請求してきたのである。裁判所も全部採用

したので、私は、必要性がないのみならず時機に後れた請求であって、被告人の迅速な裁判を受ける権利を侵害するとして、憲法違反を理由に異議を申し立てたが、もちろん棄却された。

その後、医師と夫の証人尋問が行われた。医師に対しても反対尋問をした。が、まるで歯が立たない。専門家証人の尋問の難しさを思い知らされた。しかし、後になって証人尋問調書を読み返してみると、Yが性犯罪の被害にあったからこそPTSDを発症したのであり、PTSDを発症したのは性犯罪の被害にあったからこそであるという内容であり、性犯罪被害の存在はもとより、PTSDの症状を認定した根拠はYの供述以外にはないことも明らかで、事実上、循環論法になっているのではないかと思われた(検面調書も同内容であった)。専門的意見の内容そのものよりも、専門的知識を適用する基礎となる事実の出所に問題があったのである。これを浮き彫りにする尋問をすべきであった。少なくとも、公判開始後の追加証拠調べについては、尋問前に自分の弁論を書き、それをもとにして尋問事項を決定すべきではないかと思う。そうすることによって、的確な反対尋問事項の決定も可能となるし、公判開始後のその段階では、一応の弁論は書けるはずだからである。もちろん、公判開始前に説得力ある弁論を書ければそれが一番よいと思う。これからは公判開始前に弁論を書くのが普通になるのではないか。

その後、再度の論告弁論が行われた。私は、第1次弁論とは構成を変え、追加された人証につき、検察官の掲げた複数の立証趣旨ごとに証拠能力および証明力を分析していく構成で弁論要旨を起案した。医師の公判供述については循環論法であり、自然的関連性および法律的関連性のいずれもない、したがって証拠能力を欠くと主張して、証拠排除を求めた。検察官の求刑は、全部の被害者に弁償したにもかかわらず、前回と同一の懲役4年であった。

## 判決

2006(平成18)年5月17日、冒頭で述べたとおりの内容の判決が宣告された。裁判所は、被害者から自分の名前まで教えてもらったという被告人の供述の信用性を認めて、性的行為が強制の上でなされた

ものであるか疑問が生じるとしたうえで、被害者の供述は当初から一貫しておらず、公判供述も具体性、迫真性に乏しく、捜査段階での供述とも一致しておらず、証言の根幹部分の信用性についても疑問があると述べ、その信用性を否定した。もともと、被告人は有罪と認定された事実により(裁判所は常習性の点を除き、公訴事実と同旨の事実を認定した)、懲役6月執行猶予3年に処せられた(ただし、未決勾留日数を刑期に満ちるまで算入)。その後検察官からの控訴なく確定した(確定は6月1日)。

## おわりに

最後に、本件を担当して得た感想を若干述べておきたい。判決文をお読みいただければ、被告人の捜査段階の供述が被害者の個人情報という客観的事実と一致していたことが、無罪の決め手のひとつに

なったことがおわかりいただけると思う。まさに、無罪証拠は有罪証拠の中に潜んでいたのである。この珠玉の証拠の存在を指摘できたのは、被告人が孤立無援の苦境に屈せず、捜査段階から一貫して詳細な否認供述をしていたことによるものであって、それ以外にはない。本件においては、被告人こそが最良の弁護人であった。

また、無罪獲得のため私も微力を尽くしたが、担当裁判官に見る目、聞く耳がなければ、いかなる弁護活動も奏効しないことは、冤罪の歴史の物語るところである。本件一部無罪判決は、我が国においても「疑わしきは被告人の利益に」という刑事訴訟の鉄則が死語ではないことを教えてくれた。担当裁判官の勇気と見識に敬意を表して、拙稿の終わりとした。

(おざわ・すすむ)